

令和8年2月12日

# 第1回臨時会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	青少年センター解体工事請負契約の締結について
議案第 2 号	令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 5 号）について
承認第 1 号	専決処分（厚真町税条例の一部を改正する条例）の承認について
承認第 2 号	専決処分（令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 3 号））の承認について
承認第 3 号	専決処分（令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 4 号））の承認について
報告第 1 号	専決処分（新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その 6）請負契約の変更）の報告について
報告第 2 号	専決処分（町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（上部工）請負契約の変更）の報告について

議案第1号

青少年センター解体工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和8年2月12日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 記

- 1 契約の目的 青少年センター解体工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 185,845,000円
- 4 契約の相手方 丸博野沢・木本・北辰特定建設工事共同企業体  
代表者 勇払郡厚真町新町155番地  
株式会社丸博野沢組  
代表取締役 野澤 政博  
構成員 勇払郡厚真町本町30番地  
有限会社木本建設  
代表取締役 木本 宏  
構成員 勇払郡厚真町字本郷264番地2  
北辰公業株式会社  
代表取締役 久保 揚資

議案第2号

令和7年度厚真町一般会計補正予算（第15号）

令和7年度厚真町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,736,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17	寄附金	783,010	5,000	788,010
	1 寄附金	783,010	5,000	788,010
18	繰入金	2,809,804	25,000	2,834,804
	1 基金繰入金	2,802,863	25,000	2,827,863
	歳 入 合 計	15,706,241	30,000	15,736,241

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,825,733	5,000	1,830,733
	1 総務管理費	1,754,901	5,000	1,759,901
8	土木費	2,646,174	25,000	2,671,174
	2 道路橋梁費	856,311	25,000	881,311
	歳 出 合 計	15,706,241	30,000	15,736,241







補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
		5,000	0
			25,000
0	0	5,000	25,000

2 歳 入

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費寄附金	千円 783,000	千円 5,000	千円 788,000
計	783,010	5,000	788,010

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

17 財政調整基金繰入金	369,200	25,000	394,200
計	2,802,863	25,000	2,827,863

節		説	明
区 分	金 額		
1 頑張る「ふるさと厚真」応援寄附金	千円 5,000	頑張る「ふるさと厚真」応援寄附金（企業版ふるさと納税）	千円 5,000

1 財政調整基金繰入金	25,000	財政調整基金繰入金	25,000

17款 寄附金 18款 繰入金

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 企画費	千円 203,902	千円 5,000	千円 208,902	千円	千円	千円 5,000 寄附金 5,000	千円
計	1,754,901	5,000	1,759,901	0	0	5,000	0

#### 8 款 土木費

##### 2 項 道路橋梁費

1 道路維持費	118,112	25,000	143,112				25,000
計	856,311	25,000	881,311	0	0	0	25,000

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 5,000	1303 ゼロカーボン推進事業	千円 5,000
		電気設備工事	5,000

12 委託料	25,000	0544 除雪対策事業	25,000
		除雪委託料	25,000

2 款 総務費 8 款 土木費



承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、厚真町税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和8年1月30日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

理由 法人町民税における法人税割の税率の特例期間を延長するため

## 厚真町税条例の一部を改正する条例

厚真町税条例の（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の2第1項中「令和5年2月1日から令和8年1月31日まで」を「令和8年2月1日から令和11年1月31日まで」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の厚真町税条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度の法人の町民税について適用し、同日前に終了した事業年度の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 法人の令和8年2月1日から令和11年1月31日までの間に終了する事業年度に係る新条例第48条第1項の申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項若しくは第2項の規定が適用される場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第48条第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が令和8年2月1日前である場合には、その法人の当該申告に係る法人の町民税として納付した、又は納付すべきであった法人の町民税については、新条例附則第9条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。



承認第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 13 号）を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和 8 年 2 月 12 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度厚真町一般会計補正予算（第13号）を専決処分する。

令和8年1月5日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

理由 1月5日までの降雪により、除雪委託料に不足が生じたため

## 令和7年度厚真町一般会計補正予算（第13号）

令和7年度厚真町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,698,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月5日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
18	繰入金	2,779,804	30,000	2,809,804
	1 基金繰入金	2,772,863	30,000	2,802,863
	歳 入 合 計	15,668,309	30,000	15,698,309

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	土木費	2,616,174	30,000	2,646,174
	2 道路橋梁費	826,311	30,000	856,311
	歳 出 合 計	15,668,309	30,000	15,698,309





(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費	千円 2,616,174	千円 30,000	千円 2,646,174
歳 出 合 計	15,668,309	30,000	15,698,309

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
			30,000
0	0	0	30,000

2 歳 入

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
17 財政調整基金繰入金	千円 339,200	千円 30,000	千円 369,200
計	2,772,863	30,000	2,802,863

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 30,000	財政調整基金繰入金	千円 30,000

1 8 款 繰入金

### 3 歳 出

#### 8 款 土木費

##### 2 項 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 道路維持費	千円 88,112	千円 30,000	千円 118,112	千円	千円	千円	千円 30,000
計	826,311	30,000	856,311	0	0	0	30,000

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 30,000	0544 除雪対策事業	千円 30,000
		除雪委託料	30,000



承認第3号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により令和7年度厚真町一般会計補正予算（第14号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和8年2月12日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度厚真町一般会計補正予算（第14号）を専決処分する。

令和8年1月23日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

理由 衆議院議員総選挙等に係る投開票事務執行のため

## 令和7年度厚真町一般会計補正予算（第14号）

令和7年度厚真町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,706,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	1,963,723	7,932	1,971,655
	3 委託金	11,153	7,932	19,085
	歳 入 合 計	15,698,309	7,932	15,706,241

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,817,801	7,932	1,825,733
	4 選挙費	8,229	7,932	16,161
	歳 出 合 計	15,698,309	7,932	15,706,241





(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	千円 1,817,801	千円 7,932	千円 1,825,733
歳 出 合 計	15,698,309	7,932	15,706,241

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
7,932			0
7,932	0	0	0

## 2 歳 入

### 1 4 款 国庫支出金

#### 3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	千円 7,935	千円 7,932	千円 15,867
計	11,153	7,932	19,085

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務費委託金	千円 7,932	衆議院議員総選挙等費委託金	千円 7,932

1 4 款 国庫支出金

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

#### 4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 衆議院議員 選挙費	千円 0	千円 7,932	千円 7,932	千円 7,932 国道支出金	千円	千円	千円
計	8,229	7,932	16,161	7,932	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 965	0362 衆議院議員総選挙等費	千円 7,932
3 職員手当等	3,585	選挙管理委員報酬	203
		立会人等報酬	762
7 報償費	5	管理職特別手当	90
		超過勤務手当	3,495
8 旅費	100	点字投票解説報償	5
10 需用費	789	職員旅費	11
		委員費用弁償	19
11 役務費	440	立会人等費用弁償	70
12 委託料	2,048	消耗品費	200
		燃料費	5
		食糧費	128
		印刷製本費	356
		修繕料	100
		通信運搬費	400
		広告料	40
		システム保守委託料	348
		ポスター掲示板設置委託料	1,700

2 款 総務費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一般職

### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	一般職 116 計 116		463,840	317,116	780,956	161,112	942,068	
補正前	一般職 116 計 116		463,840	313,531	777,371	161,112	938,483	
比較				3,585	3,585		3,585	

区分	扶養手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末勤勉 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	超過勤務 手当 (千円)	調整手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	児 童 手 当
	補正後	13,626	10,032	11,733	5,775	203,129	10,494	1,159	47,847	1,441	290
補正前	13,626	10,032	11,733	5,775	203,129	10,494	1,159	44,352	1,441	200	11,590
比較								3,495		90	

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月12日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 専決処分書

新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その6）請負契約の変更  
について

新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その6）請負契約（令和7年7月28日第4回臨時会議案第4号により議決）について、工事施工中設計変更の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請負契約の変更について専決処分する。

### 記

契約金額「94,490,000円」を「92,323,000円」に改める。

令和8年1月26日専決処分

厚真町長 宮坂尚市朗

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月12日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 専決処分書

町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（上部工）請負契約の変更について  
町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（上部工）請負契約（令和7年9月18日第3回定例会議案第6号により議決）について、工事施工中設計変更の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請負契約の変更について専決処分する。

### 記

契約金額「80,300,000円」を「82,170,000円」に改める。

令和8年2月3日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗